

鎌倉市教育委員会 令和7年5月定例会会議録

○日時 令和7年（2025年）5月21日（水）
9時30分開会 10時28分閉会

○場所 鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂

○出席委員 高橋教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 3人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 部長報告

(3) 課長等報告

ア 令和7年度市立小・中学校学級編制について

イ 令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について

ウ 損害賠償請求事件の応訴について

エ 第5次鎌倉市図書館サービス計画及び第5次鎌倉市子ども読書活動推進計画
の策定について

オ 行事予定

（令和7年（2025年）5月21日～令和7年（2025年）6月30日）

日程2 議案第5号

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例の制定の申し出について

日程3 議案第6号

鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程4 議案第7号

鎌倉市図書館協議会委員の解任及び任命について

日程5 協議事項

鎌倉市職員定数条例の改正（教育委員会所管部分）について

高橋教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 5 月定例会を開会する。本日の会議録署名委員は朝比奈委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。なお、日程の 5、協議事項「鎌倉市職員定数条例の改正（教育委員会所管部分）について」は、議会の議決を経るべきものであるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、非公開としたいと思うが異議ないか。

（異議なし）

高橋教育長

異議なしと認め、日程の 5、協議事項については非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

高橋教育長

5 月ということで、学校もこれまで忙しい時期を過ごしてきた。教育大綱については、教育委員にも協力いただきながら策定したものを教育大綱トークという形で各学校を回って説明と対話をしており、概ねそれも終わりつつある状況である。この教育大綱に基づく施策や取組を一層実装していく段階に来ているため、引き続き進めていきたいと思う。

そして、昨日は教育委員にも出席いただいた東アジア文化都市の開幕式であった。無事挙行することができたことを感謝申し上げる。日中韓の文化が混じり合い、それぞれの文化を磨き合いながら、東アジア、それから世界の平和を祈念するような会議になったと思う。これから一年間様々なイベントがあるが、引き続き協力いただければと思う。

(2) 部長報告

教育文化財部長

市議会について報告する。明日市議会 5 月臨時会が開かれる予定であり、その結果等については、6 月の教育委員会定例会において説明させていただきたいと考えている。

また、東アジア文化都市の開幕式が昨日行われ、750 名程度の入場者があり、鎌倉芸術館の大ホールがほぼ埋まっている状況で開催された。教育委員にも参加いただき感謝申し上げます。私自身受付業務があったため、あまり演目は見られなかったが、多くの方から非常に良い会だったという報告をいただき、手前味噌ながら成功したのではないかと考えている。今後交流は今年度いっぱい続いていき、11 月頃に閉幕式を行う予定である。その間の交流については、中国、韓国の都市との兼ね合いもあり、まだどうい

ことをやるのか決まってない状況だが、子どもたちの交流などをやりたいと考えている。

(3) 課長等報告

ア 令和7年度市立小・中学校学級編制について

高橋教育長

次に課長等報告に移る。報告事項ア「令和7年度市立小・中学校学級編制について」報告を願いたい。

学務課担当課長

令和7年（2025年）5月1日現在の小・中学校児童生徒数および学級数について報告する。議案集2ページ「小・中学校児童・生徒数及び学級数（標準学級）」を参照願いたい。この表は、小学校が1学級35人、中学校は1学級40人を基準とした学級編制である標準学級数を記載しており、この標準学級数をもとに教職員の定数を決定する。人数や学級数、昨年度からの増減については、右下の総括表を参照願いたい。次に、実際の学級編制の状況について報告する。議案集3ページ「小・中学校児童・生徒数及び学級数（実学級数）」を参照願いたい。この表には実際の学級数を記載している。標準学級数と異なるところは、黄色で着色されている部分である。今泉小学校の5年生を参照願いたい。今泉小学校の5年生は69人の在籍で、1クラス35人の標準学級数であると、2クラスになるが、それを学校判断による県の加配を使って少人数研究を実施し、実際には3クラスとしている。人数や学級数、昨年度からの増減については、右下の総括表を参照願いたい。

（質問・意見）

特になし

（報告事項アは了承された）

イ 令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について

高橋教育長

次に、報告事項イ「令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について」、報告を願いたい。

教育指導課長

議案集5ページを参照願いたい。調査は小学校5年生男女児童、中学校2年生男女生徒を対象に行われ、表は左から全国の平均、鎌倉市の平均となっている。種目別で見ると、長座体前屈と立ち幅跳びにおいて、小学校の男女ともに全国平均を上回っていること、20mシャトルラン、持久走、ハンドボール投げ

では、中学校の男女ともに全国平均を上回っていることが特徴として挙げられる。体力合計得点は、小学校女子を除き全国平均を上回り、昨年度との比較においては、小学校の男女、中学校の男女ともに昨年度の平均を上回る結果となった。続いて、議案集6ページを参照願いたい。一番上の、「運動やスポーツが好き」と答えた児童・生徒の割合は、小学校の女子を除いて全国平均を上回り、特に中学校の女子で大きく上回った。2つ目の「運動やスポーツは大切なもの」と答えた児童・生徒の割合は、小学校の男女、中学校の男女ともに全国平均を上回り、自己の生活や生き方などと結び付けて、運動やスポーツをとらえている児童・生徒が多くいることが伺える。3つ目の「体育（保健体育）の授業が楽しい」と答えた児童・生徒の割合は、小学校の男女、中学校の男女ともに全国平均を上回り、授業を通して運動やスポーツの楽しさを実感できる場面が生まれていると考えられる。4つ目の「授業以外で運動やスポーツ（運動部の部活を含む）をする時間」については、小学校の女子を除いて全国平均を大きく上回った。5つ目の「平日の学習以外でのスクリーンタイム（テレビ、ゲーム、スマートフォン等）が4時間以上」と答えた児童・生徒の割合は、小学校の女子、中学校の女子で全国平均を下回り、特に中学校の女子では昨年度との比較において大きく下回る結果となった。一方で、小学校の男子、中学校の男子の割合は、昨年度との比較において増加の傾向が見られる。6つ目の「朝食は毎日食べる」と答えた児童・生徒の割合は、小学校の男女、中学校の男女ともに全国平均を上回る結果となった。最後に、中学校の女子について、ここに記載した運動習慣等調査結果の6項目すべてで全国平均よりも特に良い結果となった。1ページ目の実技に関する調査と結び付けてみると、運動習慣等に対する意識の高まりと体力・運動能力の高まりとの関連が示唆される。今後も、児童生徒が運動やスポーツに親しみ、運動やスポーツの楽しさや喜びを実感できるような体育・保健体育の授業づくりに取り組むとともに、児童・生徒の健やかな成長に向けて日々の生活指導に生かしていきたいと考える。なお、今回の結果はホームページにも掲載する。

（質問・意見）

林委員

女子の結果が上がっているのは良い結果であったと思う。身の回りを見ていると、家でゲームなどを行っている子どもたちが増えており、体力が落ちているのではないかというイメージがあるのだが、特に中学校の女子の結果が上がっているのには具体的にどういうものが作用しているか。

教育指導課長

授業の面では、学校訪問等で中学校の保健体育の授業を見ていると、昔だと男子と女子を分けた形で行われていることが多かったが、最近では男子と女子を混ぜた形で行い、しっかりと教員が課題を与え、それに対して生徒たちがグループ編成を行ったりしている。このように教員たちが工夫して授業を行っているのが、良い結果に作用した一つの要因ではないかと感じている。また、コロナが明けたことで、比較的運動する機会が増えていることも要因ではないかと思うが、昨年度とは比較するメンバーが異なるので、単純な比較というのはできない。

下平委員

令和5年度の結果を踏まえてこういった呼び掛けをし、学校の教員たちもこのような配慮をしてこう

いう結果に繋がったということをホームページに掲載することは大事だと思う。また、ホームページに出す際に、資料にある良好なもの・良好でないものという矢印の標記は入るのか。

教育指導課長

こちらについては、今回は説明のために入れているため、ホームページには丸や矢印の標記は入らない状態で掲載する。

長尾委員

スクリーンタイムの調査だが、これは例えば、家庭学習の時間など様々な質問項目がある中の一つとして抽出して掲載しているのか、それともこの調査の中でスクリーンタイムというものだけを選んで質問し掲載しているのかを聞きたい。

教育指導課長

前者であり、色々な質問の中の一つである。これについては、特に市としても課題として捉えている項目であり、経年で追っているものでもあるため、こちらに掲載している。

長尾委員

ホームページに掲載するときは、結果の数字とそれに対する考察も載せるのか。

教育指導課長

議案集 6 ページの下に①②③と結果に対する考察を載せているが、これと同じような内容をホームページに載せようと考えている。

朝比奈委員

感想になるが、私が小・中学生のときにこういった調査があったのかは思い出せないが、私はどちらかというと運動が苦手だったので、おそらく平均を下げる回答をしていたと思う。いつも思うが、こういったアンケート調査は、積極的に自分を主張する人は良い方に答えるかもしれないが、私なんか大したことないと思う人は、必ずしもその人がスポーツが大好きで得意だったとしても、控えめな答えをしたりするだろうから、このわずかな差にはどれぐらいの意味があるのかとも感じる。しかし、一つの手掛かりにはなるのではないかと思う。また、スクリーンタイムという言い方は初めて聞いたが、学習以外でドラマを観たり、ゲームをやったりする時間が長いのは、深刻な問題だと思うので、何かと昔よりも心配なことが増えてきていると感じる。そういう意味でもこういった調査をして情報を出すことは大事だと思う。

高橋教育長

やはり好きということが得意ということに繋がる相関があるのがスポーツの関係だと思っている。まずは体を動かすことが好きになれるように部活動や体育の授業といったところの改善を図っていければと思っている。そして、これはあくまでも平均点であり、やはり大事なのはそれぞれの子どもがどれぐらい伸びるかだと思うので、今回の調査結果から見て取れるクラスや学年のばらつきなどを分析した上で

今後の指導に役立てていきたいと思う。

(報告事項イは了承された)

ウ 損害賠償請求事件の応訴について

高橋教育長

次に、報告事項ウ「損害賠償請求事件の応訴について」、報告を願いたい。

教育指導課長

議案集の 10 ページを参照願いたい。本件は、令和 7 年(2025 年) 1 月 20 日付けで元鎌倉市立の学校に在籍していた原告から、鎌倉市を被告として横浜地方裁判所に提訴された訴訟について、横浜地方裁判所から第 1 回口頭弁論期日が指定告知されるとともに、答弁書の提出を催告されたため、これに応訴することを報告する。

本件訴訟の概要については次のとおりである。(1) 事件番号は、資料のとおり。(2) 事件名は、損害賠償請求事件。(3) 原告は、資料のとおり。(4) 被告は、鎌倉市代表者 市長 松尾崇。

次に、事件の概要についてだが、訴状による市に対する請求の趣旨及び紛争の要点は次のとおりである。(1) 請求の趣旨は、被告は原告に対し、300 万円及びこれに対する令和 5 年(2023 年) 4 月 23 日から支払い済みまで年 3 %の割合による金員を支払うこと。被告は原告に対し、金 2 万 300 円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまで年 3 %の割合による金員を支払うこと。被告による訴訟費用の負担とするとの判決並びに仮執行宣言を求めること。(2) 紛争の要点は、令和 4 年(2022 年) 11 月 10 日、鎌倉市立の学校において、原告を被害者、訴外児童を加害者とする、原告が顔面裂傷等の傷害を負う傷害事件が発生した。本件事件後、教職員が、加害行為を認容するかのような発言をしたり、必要な指導支援をしなかったりするなど不適切な対応を行ったことで、精神的苦痛が生じ、学校に対する不信感により登校することができなくなった。この精神的損害は 300 万円を下らない。また、原告は、前記のとおり、学校の不適切な行為により、登校することができない状態に陥っており、学校給食が不要であったにも関わらず、被告が給食費を徴収していたため、被告に対して徴収した給食費の返還、支払金額 2 万 300 円を求める。

(質問・意見)

下平委員

傷害事件となっているが、傷は残っているのか。

教育指導課長

現在確認しているところでは、そのような傷跡が残っているということはない。

林委員

資料にある紛争の要点というのは、相手側からきた文章なのか。

教育指導課長

そのとおりである。

高橋教育長

個人情報を含むため、この会議の間では中々詳細な部分までの話をすることはできないが、何より子どもたちのことを第一に考えていくことが我々の行動原理であり、そこをぶらすことはない。そして、訴状に書いてあるものについても、事実と認められないことも含まれていると我々は考えているため、裁判の過程の中でしっかりとした事実認定をすると共に、子どもを第一に考えた仕事ができるばと思っている。

(報告事項ウは了承された)

エ 第5次鎌倉市図書館サービス計画及び第5次鎌倉市子ども読書活動推進計画の策定について

高橋教育長

次に、報告事項エ「第5次鎌倉市図書館サービス計画及び第5次鎌倉市子ども読書活動推進計画の策定について」、報告を願いたい。

中央図書館長

議案集は、11 ページから 13 ページを参照願いたい。現在、図書館では令和7年度末をもって計画期間が終了する鎌倉市図書館サービス計画及び鎌倉市子ども読書活動推進計画について見直し作業を進めている。計画期間については、鎌倉市教育振興基本計画に内包される予定であるため、いずれの計画も令和8年(2026年)4月を始期とした5年計画とすることを検討している。

次に計画の概要だが、図書館サービス計画では、現行の計画で定めた図書館ビジョン「つながる ひろがる 100年図書館」の実現に向け、図書館サービスの向上を目指すために3本の柱を中心に、計画づくりを進めていく。1本目は「読書バリアフリーサービスの充実」として、図書館を利用しづらい人へのサービスの拡充などを位置づける。2本目は「知識や情報のハブとなる図書館サービス」とし、鎌倉市図書館にふさわしい蔵書構築及びデジタル化社会への対応、図書館ビジョン「つながる ひろがる 100年図書館」の実現に向けた適正な体制整備と人材育成などを位置づける。3本目は「鎌倉の魅力を集積し発信する図書館へ」とし、新深沢図書館及び新中央図書館に必要な機能について調整を進める。

次に鎌倉市子ども読書活動推進計画だが、「継続的に家庭・地域・学校・行政が連携し、鎌倉市の子どもの豊かな読書環境を整備する」ことを目指し、4本の柱を中心に計画づくりを進めていく。柱の1本目は「読書バリアフリー環境の推進」として、読書バリアフリー図書の所蔵の拡充、バリアフリー図書パックを作成しての学校への貸出、バリアフリーおはなし会の開催などを進める。2本目は「情報活用の

スキルの向上」とし、紙とデジタルを併用した学習を研究するとともに、子どもたち自身が様々な媒体を使って自律的な学習ができるよう、サポートしていくことを位置づけている。3本目は「子どもに関わる施設や団体と連携した読書活動支援」とし、中・高生が読書に関する情報を自ら発信する場づくりやイベントの開催、学校図書館との連携、図書館を利用しづらい子どもたちのニーズにあわせたサービスの提供などを位置づけている。4本目は「新しい図書館の整備に向けた施設・サービスの検討」として、子どもたちの居場所作りや個々のニーズに応えるゾーニングを検討していく。なお、それぞれの計画策定に当たっては、鎌倉市図書館協議会や保育園代表、私立幼稚園協会代表、小・中学校代表、公募市民委員、庁内関係課からなる連絡会議で意見をもらいながら検討を進めているところだが、広く利用者や子どもたちからの意見等も把握するため、図書館サービス計画策定のためのアンケートを利用者や市民を対象に昨年11月中旬から12月中旬まで、約1か月間実施した。子どもの読書環境については、令和5年度から毎年5月に未就学児の保護者、また子どもに関わる施設を対象にアンケートを実施している。引き続き、所要の手続きを経て計画案として取りまとめ、最終的には教育振興基本計画として、教育委員会での協議を経て決定していきたいと考えている。

(質問・意見)

特になし

(報告事項エは了承された)

オ 行事予定

(令和7年(2025年)5月21日～令和7年(2025年)6月30日)

高橋教育長

次に報告事項オ「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告願いたい。

(教育文化財部)

特になし

(質問・意見)

長尾委員

東アジア文化都市のイベントの件だが、ホームページを見るとイベントの表示にすでに開催が終わったものも出ているので、できれば最新のものをホームページに掲載した方が良い。また、イベントの内容について、もう少し具体的に興味をそそるような書き方をすると市民も参加しやすいのではないと思う。あと、これは昨日の開幕式の素晴らしいスライドを見て感じたことだが、できれば韓国語と中国語の訳があるとより良いのではないかと思った。イベントの方は、ぜひもっと参加しやすい形に工夫をしていくと市民にも浸透していくのではないかと思うので、よろしくお願いします。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第5号 鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例の制定の申し出について

高橋教育長

次に日程の2、議案第5号に入る。「鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例の制定の申し出について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

議案集の19ページから23ページを参照願いたい。教育委員会では、令和7年度からスタートした新教育大綱に基づき、「炭火のごとく、学びの火を生涯灯し続けられるまち」を目指し、「学習者中心の学び」をコンセプトに、目指す教育の姿の実現に向けて、具体的施策を展開しようとしている。その中で、「学習者中心の学び」を支える環境を整備するため、学校の指導体制の充実を図るべく市費負担教員を採用しようとするものであり、その給与等の特例に関し必要な事項を定める本条例を制定しようとするものである。続いて条例の具体的な内容について説明する。市費負担教員の身分は、鎌倉市任期付職員の任用等に関する条例第2条の規定により採用される任期付職員である。他の一般任期付職員と同様に、基本的には正規職員に適用される条例を適用していくことになるが、教員の職務の特殊性を踏まえて、給与等の特例に関し必要な事項を規定しようとするものである。なお、処遇については、現に学校に勤務する県費教員との均衡を図るよう制度設計している。はじめに第1条は、条例の趣旨で、別の条例に定める任期付職員の任用及び給与等のほか、市費負担教員の任用、給与、勤務条件等の特例に関し必要な事項を定めることとしている。次に第2条において、「市費負担教員」を定義する。第3条は、任用についてで、教育委員会が、市費負担教員の任命、人事評価、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する。また、採用は選考とし、選考は教育長が行うこととする。第4条は任用期間で、市費負担教員の任用期間は3年以内とするが、あらかじめ当該職員の同意を得れば、採用した日から5年を超えない範囲内において任期を更新することができることとする。第5条は給料についてで、市費負担教員には別表の給料月額表を適用して給料を支給する。第6条から第9条までは、特殊勤務手当についてで、市費負担教員に特殊勤務手当として1日又は1回につき500円から7,500円までの「教員特殊業務手当」及び1回につき1,240円以内の「夜間緊急業務手当」を支給する。なお、同日に支給が重なる場合は併給はしないことを規定する。第10条は義務教育等教員特別手当についてで、市費負担教員に月額6,000円以内で義務教育等教員特別手当を支給する。第11条は教職調整額についてで、市費負担教員にその給料月額に100分の4を乗じて得た額の教職調整額を支給する。教職調整額は、地域手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び休職給の算定基礎に含む。第12条及び第13条は時間外勤務等についてで、時間外勤務に関する基本的態度を定めるとともに、時間外勤務を命ずる場合の4つの要件について定める。続いて、第14条は任用条例の適用除外についてで、市費負担教員には、任用条例に定める1級から8級までの分類、採用・昇任の任命、死亡・傷病退職による昇任等及び競争試験の原則並びに方法については適用しないこととする。第15条は給与条例の適用除外についてで、市費負担教員には、給与条例に定める給料表、等級別基準職務表並び

に職務の級の格付け等、昇格時の対応号給等、昇給日並びに号給等、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、超勤・休日給の年末年始加算、管理職手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は適用しないこととする。以上が主な条例の内容で、この条例の施行期日は、公布の日からとする。

(質問・意見)

下平委員

任用は5年で切れるのか。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

5年というのが法律に定められている上限年数である。

下平委員

議案集 23 ページの別表にある教職経験月数だが、これは過去に経験がどれくらいあるかで給料月額が変わってくるということか。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

これについては、過去の教員の経験もそうだが、民間企業等での従事経験についても換算していく。具体的には別途規則に定めることとする。

林委員

県費の教員とあまり変わらない条件で作られているのか。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

給料月額については、県の教育職給料表の2級相当という形で作っている。支給する手当については、鎌倉市の手当を支給することになるが、基本的に手当の水準については県の水準とほぼ同等ということになっているので、条件のバランスは取れたものになっていると認識している。また、退職手当についても勤続期間を通算する規定があるため、仮に他の自治体で教員をやっていて、引き続きこのような任期付き職員になった場合も退職手当の勤続期間については通算するようになっている。

林委員

年次休暇や宿泊手当等についても大体同じに揃えられているのか。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

基本的には県費の教員と同じような処遇で制度設計している。

高橋教育長

教育大綱に掲げる学習者中心の学びを実現するために、様々な場所、あるいは民間企業で活躍してい

て、ぜひ鎌倉でチャレンジしたいという若い人材を招きたいと思っている。

(採決の結果、議案第 5 号は原案どおり可決された)

3 議案第 6 号 鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

高橋教育長

次に日程の 3、議案第 6 号に入る。「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

議案集の 24 ページから 25 ページを参照願いたい。教育長に委任する事務の一部を変更するため、「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則」の一部を改正しようとするものである。次に改正の内容について説明する。議案集 26 ページから 27 ページの新旧対照表及び運用指針を参照願いたい。

「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則」第 2 条第 1 項第 6 号中「委員」の次に「(教育委員会が別に定める委員を除く。)」を加えることとする。なお、「教育委員会が別に定める委員」については、「当該委員の委嘱又は解職が、その者の職に基づく委嘱又は解職であるときとする。ただし、附属機関の設置後、最初の委員の委嘱はこの限りでない。」とし、別に運用指針に定めることとする。今般の改正の趣旨としては、現行附属機関の委員の委解嘱については、教育委員会の議決を経ているが、組織に属する委員を委嘱する場合であって、充て職の委員については、附属機関設置後初めて委員を委嘱する場合を除き、教育長に委任しようとするものである。本規則の施行期日は公布の日とする。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第 6 号は原案どおり可決された)

4 議案第 7 号 鎌倉市図書館協議会委員の解任及び任命について

高橋教育長

次に日程の 4、議案第 7 号に入る。「鎌倉市図書館協議会委員の解任及び任命について」議案の説明を願いたい。

中央図書館長

議案集 28 ページから 29 ページを参照願いたい。鎌倉市図書館協議会は、図書館法及び鎌倉市図書館

協議会設置条例に基づき設置され、委員の定数は5名、任期は2年となっており、委員は、鎌倉市図書館協議会設置条例第2条第2項の規定により、学識経験を有する者、社会教育及び学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに市民のうちから教育委員会が任命することとしている。今回、委員のうち学校教育関係者である高橋 岐明委員について推薦母体である鎌倉市立小学校校長会から変更の連絡があり、新たな委員として、深沢小学校長の伊藤 信代氏の推薦をいただいた。そこで、高橋岐明委員の解任と、伊藤 信代氏の任命を行おうとするものである。なお、委員の任期については、鎌倉市図書館協議会設置条例第3条により、当該議案の議決後から前任者の残任期間である令和8年(2026年)12月15日までとなる。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第7号は原案どおり可決された)

高橋教育長

それでは日程の5、協議事項「鎌倉市職員定数条例の改正（教育委員会所管部分）について」は非公開になるので、傍聴者及び関係職員以外の職員は退席願いたい。

非公開

5 協議事項 鎌倉市職員定数条例の改正（教育委員会所管部分）について

高橋教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって5月定例会を閉会する。